**電気通信事業者　実態調査票（Ｒ３）**

以下の各項目について、記入をお願いします。

なお、変更がない場合につきましても記入をお願いします。

**１　届出者について**（届出者が外国法人の場合は、当該本国の内容を記入してください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 届出番号 | Ａ－　　 －　　　　　　　　　　　　※送付封筒の宛名ラベル下部に記載されています。 | | | | | | | | | | | | |
| 届出事業者名 | ※法人の場合は登記上の商号、個人の場合は住民票記載の氏名を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| 代表者氏名  （法人の場合のみ） |  | | | | | | | | | | | | |
| 本店住所 | 〒  ※法人の場合は登記上の本店住所、個人の場合は住民票のある住所を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号  [法人以外記載不要] |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ※国税庁の「法人番号公表サイト」でご確認ください。（登記簿に記載の番号とは異なります。） | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | | | | | | | | |
| メールアドレス |  | | | | | | | | | | | | |

**２　届出者連絡先について**（上記と重複する場合は記入不要です。）

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡先住所 | 〒  ※必ず、建物名、階数、部屋番号の詳細まで記入してください。 |
| 担当部署 |  |
| 担当者氏名 |  |

**３　届出内容**（AまたはBに○を付けていただき、Bの場合は変更内容にも○を付けてください。）

手続きが

変更ありの場合は法令に基づく手続が必要です。（調査のご案内裏面を参照。）

手続を行わない場合、届出義務違反として罰則が適用されることがあります。

この調査票の提出のみでは変更手続を行ったことになりません。

Ａ　変更なし

Ｂ　変更あり

|  |  |
| --- | --- |
|  | **事業者名、住所、代表者、電話番号、メールアドレスの変更** |
|  | **提供する役務の変更** |
|  | **事業の承継（譲渡譲受、合併･分割等）** |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **事業の廃止または休止** |
|  | **破産または解散** |
|  | **国内代表者等に関する事項**  (届出者が外国法人の場合のみ） |

B 変更ありの場合は変更内容に○をお願いします。

**４　国内代表者等について**（届出者が外国法人の場合のみ、本欄にも記入してください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 国内代表者等の名称・氏名 | ※法人の場合は登記上の商号、個人の場合は住民票記載の氏名を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| 国内代表者等  が法人の場合  は代表者氏名 |  | | | | | | | | | | | | |
| 国内代表者等の住所 | 〒  ※法人の場合は登記上の本店住所、個人の場合は住民票のある住所を記入してください。 | | | | | | | | | | | | |
| 法人番号  [法人以外記載不要] |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ※国税庁の「法人番号公表サイト」でご確認ください。（登記簿に記載の番号とは異なります。） | | | | | | | | | | | | |
| 電話番号 |  | | | | | | | | | | | | |
| メールアドレス |  | | | | | | | | | | | | |

◆国内代表者等の内容に変更がある場合は、

◎前頁の｢３ 届出内容｣のB及び国内代表者等に関する事項欄に○を付してください。

◎具体的な変更手続に必要な様式等につきましては、お問い合わせください。

* 国内代表者等とは、外国法人から

・電気通信事業法の規定により総務大臣が行う処分の通知を受領する権限

・電気通信事業法施行規則第61条の３の規定により総務大臣が行う通知を受領する権限

を付与された者(日本国内に商業登記された法人または住民票がある個人)を言います。

本年４月１日施行の改正電気通信事業法により、外国法人であって、既に電気通信事業者として届出している者にも国内代表者等の指定を求めておりますので、国内代表者等を指定していない場合は、指定手続をお願いします。

手続の詳細、提出すべき書類については、お問い合わせください。

**５　手続についてのご案内**

* 電気通信事業法の各種手続において、**押印又は署名は不要**です。
* 法人に求めていた**登記事項証明書は、添付を省略することが可能**です。

（情報通信技術を活用とした行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)

**ご協力、ありがとうございました。**